証券コード　6092
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都千代田区神田多町二丁目11番地
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長　西　　村　　実

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午後１時
※受付開始時刻は、午後０時30分を予定しております。

２．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第17期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役２名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://enbio-holdings.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続きました。世界経済は、全体としては緩やかに回復していますが、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクのある先行きの不透明な状況で推移しました。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産市況は、地価の下落基調からの転換の動きは持続的なものになり、また住宅市場においても住宅建設は持ち直しの傾向が続いた後、概ね横ばいで推移しました。一方、建設市場においては建設技能者の不足に伴う労務費の上昇や原材料価格の上昇などが見られております。

持分法適用会社を展開する中国では、土壌汚染の法整備に向けた動きは進んでいますが、景気は緩やかに減速しており、固定資産投資も弱い伸びとなりました。

このように当社グループを取り巻く環境は、一部懸念材料を抱えた状況で推移してまいりました。

このような背景のもと、積極的な営業強化策とグループ間連携の成果が現れてきた国内の土壌汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業が牽引する格好で、土壌汚染関連機器・資材販売事業との連携も図ってまいりました。また、原位置浄化技術の優位性を強化するために原位置熱脱着（ISTD）技術の実施権を取得しました。中国については、着実に情報量は増えているものの、依然として損益分岐点に届きませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,732,270千円（前年同期比38.0％増）を計上し、売上原価・販売費及び一般管理費の合計は2,433,895千円（前年同期比27.3％増）の計上となり、経常利益248,900千円（前年同期比425.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は142,719千円（前年同期比1080.0％増）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

（土壌汚染対策事業）

国内については、株式会社アイ・エス・ソリューションの営業体制の強化及びグループ会社間の連携強化、YAMAテック株式会社との資本業務提携などの取り組みの成果が現れ、新規顧客からの調査案件が増えたこと及び大型の原位置浄化案件が売上増に寄与しました。

中国については、江蘇聖泰実田環境修復有限公司において、調査工事や浄化工事のための小規模試験、日系企業の調査工事やコンサルティングを実施しましたが、損益分岐点には届かず持分法投資損益として31,155千円の損失を計上しました。

その結果、売上高は1,570,042千円（前年同期比45.0％増）を計上し、セグメント利益は144,597千円（前年同期比287.7％増）となりました。

（土壌汚染関連機器・資材販売事業）

株式会社ランドコンシェルジュにおける大型の工事に伴う浄化井戸用鋼管の販売及びタイ、台湾、韓国等海外への土壌調査用掘削機械やその関連機器の販売が売上増に寄与しました。

その結果、売上高は542,387千円（前年同期比6.4％増）を計上し、セグメント利益は49,400千円（前年同期比29.8％増）となりました。

（ブラウンフィールド活用事業）

株式会社エンバイオ・リアルエステートにおける大手不動産仲介業者等からの情報収集及び仕入活動に加えて、株式会社シーアールイーとの資本業務提携や土壌汚染対策事業との連携を強化した結果、６物件を購入し、期首在庫のうち浄化等の完了した３物件を販売いたしました。また、岡山県久米郡美咲町及び宮城県角田市で建設した太陽光発電所での売電が始まり、毎月の安定的な収益が増えました。

その結果、売上高は619,840千円（前年同期比60.1％増）を計上し、セグメント利益は112,398千円（前年同期比185.7％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,435,048千円で、その主なものは、太陽光発電所の建設にかかる投資1,427,015千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,712,200千円の調達を行い、152,532千円を返済いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (平成25年３月期)	第 15 期 (平成26年３月期)	第 16 期 (平成27年３月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高(千円)	1,493,319	2,108,587	1,979,456	2,732,270
経　常　利　益(千円)	104,175	188,320	47,405	248,900
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	61,271	104,680	12,095	142,719
１株当たり当期純利益　(円)	22.00	36.75	2.93	30.09
総　資　産(千円)	1,470,335	2,220,070	3,719,886	6,992,648
純　資　産(千円)	621,004	1,384,426	1,438,098	2,554,517
１株当たり純資産額　(円)	222.98	345.31	346.60	470.90

(注) １．平成25年８月21日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第14期の期首に行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．第15期連結会計年度より会計監査人を設置しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社アイ・エス・ソリューション	40,000	100	土壌汚染対策事業
株式会社ラントゞコンシェルジュ	5,000	100	土壌汚染関連機器・資材販売事業
株式会社エンバイオ・リアルエステート	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
ヴェガ・ソーラー合同会社	1,000	95	自然エネルギー等による売電事業
アルタイル・ソーラー合同会社	1,000	95	自然エネルギー等による売電事業
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	250,000	49	土壌汚染対策事業
YAMAテック株式会社	80,000	45.5	土壌汚染対策事業

(注) 1．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2．株式会社エンバイオ・リアルエステートは平成27年10月１日付で株式会社ビーエフマネジメントから名称変更しております。
3．アルタイル・ソーラー合同会社は、平成28年３月17日に設立しております。
4．YAMAテック株式会社は、平成28年１月18日付の新株予約権の行使により関連会社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土壌汚染関連業界は、国内では専業の土壌汚染対策業者に加えて、建設・土木業者やエンジニアリング会社、地質調査・コンサル業者、計量証明機関など幅広い業界から多数の企業が参入しております。また中国では、土壌浄化を事業機会と捉えた大手企業の新規参入が相次いでおります。

当社グループといたしましては土壌汚染調査と土壌汚染浄化工事だけでなく、それらに付随するサービスや商品等を包括的に市場に投入して顧客の幅広いニーズに応えるとともに以下のような課題に取り組み、他社との差別化をより一層図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 営業基盤の強化

土壌汚染対策事業の売上を増やしシェアを拡大するためには、営業基盤の強化が課題と認識しております。当社グループは、原位置浄化・オンサイト浄化の豊富な実績と技術力を核心的な競争力として、案件獲得に注力してまいりました。その結果、原位置浄化・オンサイト浄化を計画している顧客への訴求力が強い反面、掘削除去・場外搬出を計画している顧客への訴求力が弱いといった課題があります。土壌浄化の大半が掘削除去・場外搬出によって処理されている現状においては、そういった顧客に対する営業基盤を強化し、原位置浄化・オンサイト浄化の隠れたニーズを掘り起こすことが重要です。掘削除去・場外搬出の豊富な実績と競争力を備えたYAMAテック株式会社との資本業務提携によって、両社の営業体制を一体化し顧客への訴求力の強化を図ってまいります。また、物流施設の開発に強みを有する株式会社シーアールイーとの資本業務提携により、工場跡地等の土壌汚染地の仕入力及び仕入れた土地の出口戦略の強化を図りましたので、ブラウンフィールド活用事業と土壌汚染対策事業のグループ内連携を積極的に推進し、土壌汚染地の土地所有者に直接アプローチできる営業体制を強化してまいります。

② 技術開発体制の強化と新技術の確保

当社グループは、化学酸化工法と生物的分解工法（バイオレメディエーション）を核心的競争力としておりますが、他社の追随や技術の汎用化が進んでおります。そのため既存の自社技術の優位性を発揮し続けるための技術開発と新技術の確保・実用化が他社との差別化をより一層図るための課題と認識しております。自前の技術開発に加えて、国内外の大学との共

同研究や海外の先進企業からの技術導入等について積極的に進めております。2016年３月に米国や欧州において実用化されている原位置熱処理技術の実施権を取得いたしました。現場施工等による技術確立を急ぎ、化学酸化工法及び生物的分解工法を補完する新たな原位置浄化メニューとして原位置熱処理技術を加えることにより競争力強化を図ります。

③　海外市場展開の強化

中長期的な成長エンジンとして、これから土壌汚染対策に関する需要が顕在化する中国を始めとしたアジア諸国の市場への展開が重要であると考えています。

中国においては、近年法制化の整備が進み、まさに市場が立ち上がろうという段階であるため、競合他社に先駆けた実績とブランド力の向上が課題と認識しております。そのため地方政府への働きかけ、モデルプロジェクトへの参画、国の試験研究機関や大学との共同研究、展示会・学会等での情報発信、日系企業に向けた啓発活動などに積極的に取り組んでまいりました。中国に設立した合弁会社の経験を生かし、土壌汚染対策事業の収益モデルの確立を急ぎます。

土壌汚染関連機器・資材販売事業では、台湾及びタイにおいて協力事業者を確保して機器や薬剤の販売を開始しました。販売事業を先行させながら、土壌汚染対策事業のノウハウを活用した工法提案を絡めた設備や薬剤販売のビジネスモデル、実施体制、リスク分析等の検討を進めてまいります。

④　人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することが不可欠ですが、近年、建設技術者が逼迫しているため、人材の採用が課題であると認識しています。高い専門性を有する人材、中国を始めとするアジア諸国で活躍できる人材及び管理職者の獲得には幅広いルートを活用するとともに、社内人材の育成に注力してまいります。幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などに積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、土壌汚染関連機器・資材販売事業及びブラウンフィールド活用事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
土壌汚染対策事業	土壌汚染の調査、浄化工事の設計・施工、施主へのリスクコンサルティングを行う事業
土壌汚染関連機器・資材販売事業	原位置調査・原位置浄化に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業
ブラウンフィールド活用事業	土壌汚染地を現状有姿でリスクを見込んで購入して、浄化後に再販する事業及び自然エネルギー等による売電事業

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

①　当社

本社	東京都千代田区

②　子会社及び関連会社

株式会社アイ・エス・ソリューション	本社（東京都千代田区） 関西支店（大阪府大阪市） 沖縄営業所　（沖縄県那覇市）
株式会社ラントﾞコンシェルジﾞュ	本社（東京都千代田区） 所沢ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ（埼玉県入間郡三芳町）
株式会社エンバﾞイオ・リアルエステート	本社（東京都千代田区）
ウﾞェカﾞ・ソーラー合同会社	本社（東京都新宿区）
アルタイル・ソーラー合同会社	本社（東京都新宿区）
江蘇聖泰実田環境修復有限公司	本社（中国南京市）
ＹＡＭＡテック株式会社	本社（千葉県千葉市） 東京支店（東京都江東区） 大阪支店（大阪府大阪市）

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土壌汚染対策事業	27	2名増
土壌汚染関連機器・資材販売事業	6	－
ﾌﾞﾗｳﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ活用事業	3	2名増
全社（共通）	6	－
合計	42	4名増

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	－	39.50歳	3.10年

（注） 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社みずほ銀行	2,363,000
巣鴨信用金庫	953,970

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年８月に本社を東京都千代田区鍛冶町二丁目２番２号に移転する予定であります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　11,140,000株
② 発行済株式の総数　5,424,700株(自己株式68株を含む)
③ 株主数　2,925名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社シーアールイー	1,200,000	22.12
西村　実	571,500	10.54
中村　賀一	361,000	6.65
平田　幸一郎	200,000	3.69
投資事業組合オリックス11号	194,000	3.58
日本証券金融株式会社	130,400	2.40
境　治美	100,000	1.84
株式会社ＳＢＩ証券	96,500	1.78
山内　仁	77,000	1.42
野村証券株式会社	76,800	1.42

(2) その他株式に関する重要な事項

①当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が75,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,650,000円増加しております。

②平成27年10月13日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が1,200,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ481,200,000円増加しております。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		平成23年６月23日
新株予約権の数		1,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　140,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　20,000円 （１株当たり　200円）
権利行使期間		平成25年６月30日から 平成33年６月22日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,400個 目的となる株式数　140,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

（注）１．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、次に定める場合には、当該新株予約権の権利行使ができないものとします。

ア．新株予約権者が、死亡以外の事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員のいずれの地位も有しなくなったとき。ただし、当社の承認を得た場合は例外とする。

イ．新株予約権者が死亡したとき。ただし、新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人がこれを相続するものとする。

ウ．その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．当社は、平成25年８月21日付で、株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。従いまして、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村 実	経営全般 株式会社アイ・エス・ソリューション代表取締役
取締役	中村賀一	最高財務責任者
取締役	角田真之	海外事業企画担当 株式会社ランドコンシェルジュ代表取締役
取締役	湊 初枝	日本シーガテック株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	行川一郎	
監査役	星野隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所　パートナー
監査役	平田幸一郎	平田公認会計士事務所所長

（注）１．取締役湊初枝氏は、社外取締役であります。
２．監査役行川一郎氏、星野隆宏氏及び平田幸一郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．平成27年６月25日開催の第16回定時株主総会において、西村実氏、中村賀一氏、角田真之氏、湊初枝氏が取締役に選任され就任いたしました。
６．当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役行川一郎氏及び監査役星野隆宏氏を指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	3 (1)	43,587 (600)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	6,375 (6,375)
合計 （うち社外役員）	6 (4)	49,962 (6,975)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成11年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成11年６月23日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③　責任限定契約の概要

当社は、社外取締役湊初枝氏及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役湊初枝氏は、日本シーガテック株式会社の代表取締役社長であります。当社と日本シーガテック株式会社との間には原位置熱脱着技術の実施権契約を締結しております。

・監査役星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役平田幸一郎氏は、平田公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　湊　　初　枝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に環境ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、環境ビジネスにおける高い見識と豊富な経験に基づく発言を適宜行っております。
監査役　行　川　一　郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計に関する知識及び幅広い知識から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　星　野　隆　宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　平　田　幸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分等

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は以下のとおりです。

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ．処分理由

・株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため

・監査法人の運営が著しく不当と認められたため

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、社会倫理を優先させる行動をするよう周知徹底しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する重要な文書等は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底することとしております。また、大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとしております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役が出席する取締役会を原則月１回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとしております。さらに、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理するものとしております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・当社は「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。

・「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する管理部と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施します。
・子会社の業務活動全般も内部監査担当者による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・整備に努めます。

ロ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
・子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況を定期的に当社の取締役会で報告をするものとします。

ハ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
・子会社のリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については、その内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。

ロ．監査役を補助すべき使用人の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。

⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

監査役を補助すべき使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施します。

⑧　当社の監査役への報告に関する体制について

イ．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の体制について

・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。

・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

ロ．子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

・当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとします。

・子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。

・「内部通報規程」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社社内規程に従い処分を課します。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しております。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。

⑩　その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ．取締役及び使用人は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査に協力します。

ロ．監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査担当部門と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。

⑪　財務報告の適正性を確保するための体制の整備について

当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備及び運用を定め、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について

イ．当社は、反社会的勢力への対応について、管理部を対応窓口として、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策実施マニュアル」を制定し、当社のステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことのチェックを指示し確認します。

ロ．当社は、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応、毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

「エンバイオ・ホールディングスグループ行動指針」を社内に掲示し、取締役及び使用人に遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンスに係る教育を定期的に実施しており、基本的事項の再確認などコンプライアンス意識向上を図るとともに、顧問弁護士事務所を窓口とした内部通報体制を整備しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

②リスク管理体制

リスク管理を適切に行うために「リスク管理規程」を制定し、取締役及び使用人に遵守の徹底を図っております。また、当社取締役会において、経営課題の把握、対応方法、各種リスクが顕在した場合の解決策について議論をするとともに、情報の共有化を図っております。

③業務執行の適正性や効率性の向上

取締役会は社外取締役１名を含む取締役４名で構成され、社外監査役３名も出席しております。当事業年度に取締役会は13回開催し、「取締

役会規程」に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されております。

④当社グループにおける業務の適正の確保

連結子会社を含めた当社グループの業務を適正に確保するため、連結子会社に役員を派遣することで、各社の業務執行状況の把握に努めております。また、当社で毎月１回定例で開催される取締役会において、当社グループ各社の業務の執行状況について報告を受けております。

⑤監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役の情報収集の体制として、当社グループにおいて、重要な会議への出席、社長との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。また、内部監査室は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,924,764	流動負債	1,326,011
現金及び預金	1,952,940	買掛金	279,084
受取手形及び売掛金	648,421	未払金及び未払費用	33,319
たな卸資産	1,096,272	短期借入金	665,000
繰延税金資産	16,765	1年以内返済予定の長期借入金	238,800
その他	214,749	その他	109,806
貸倒引当金	△4,385	固定負債	3,112,119
固定資産	3,023,303	長期借入金	2,761,958
有形固定資産	2,630,691	社債	180,000
建物及び構築物	42,938	資産除去債務	92,311
機械装置及び運搬具	2,357,163	その他	77,850
土地	185,216	負債合計	4,438,130
建設仮勘定	43,306	（純資産の部）	
その他	2,065	株主資本	2,535,227
無形固定資産	35,823	資本金	918,632
投資その他の資産	356,788	資本剰余金	990,779
投資有価証券	170,919	利益剰余金	625,882
敷金及び保証金	54,003	自己株式	△66
その他	131,865	その他の包括利益累計額	18,675
繰延資産	44,580	その他有価証券評価差額金	△476
資産合計	6,992,648	為替換算調整勘定	19,152
		非支配株主持分	614
		純資産合計	2,554,517
		負債純資産合計	6,992,648

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,732,270
売上原価		1,886,469
売上総利益		845,800
販売費及び一般管理費		547,425
営業利益		298,374
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,373	
為替差益	2,126	
その他	14,861	18,360
営業外費用		
支払利息	22,602	
持分法による投資損失	31,155	
その他	14,076	67,834
経常利益		248,900
税金等調整前当期純利益		248,900
法人税、住民税及び事業税	41,992	
法人税等調整額	63,674	105,666
当期純利益		143,233
非支配株主に帰属する当期純利益		514
親会社株主に帰属する当期純利益		142,719

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	429,782	501,929	483,163	－	1,414,875
当連結会計年度変動額					
新株の発行	488,850	488,850			977,700
親会社株主に帰属する当期純利益			142,719		142,719
自己株式の取得				△66	△66
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	488,850	488,850	142,719	△66	1,120,352
当連結会計年度末残高	918,632	990,779	625,882	△66	2,535,227

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△158	518	22,863	23,223	－	1,438,098
当連結会計年度変動額						
新株の発行						977,700
親会社株主に帰属する当期純利益						142,719
自己株式の取得						△66
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△318	△518	△3,711	△4,547	614	△3,933
当連結会計年度変動額合計	△318	△518	△3,711	△4,547	614	1,116,419
当連結会計年度末残高	△476	－	19,152	18,675	614	2,554,517

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　5社

・主要な連結子会社の名称

株式会社アイ・エス・ソリューション

株式会社ランドコンシェルジュ

株式会社エンバイオ・リアルエステート

ヴェガ・ソーラー合同会社

アルタイル・ソーラー合同会社

なお、当連結会計年度からアルタイル・ソーラー合同会社を新規設立により、ヴェガ・ソーラー合同会社を重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めております。

株式会社エンバイオ・リアルエステートは株式会社ビーエフマネジメントから名称変更しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　2社

・主要な会社等の名称　　江蘇聖泰実田環境修復有限公司

YAMAテック株式会社

なお、当連結会計年度からYAMAテック株式会社を新株予約権の行使により持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ．デリバティブ

時価法によっております。

ハ．たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品……移動平均法
・原材料……移動平均法
・仕掛品……個別法
・仕掛販売用不動産……個別法
・販売用不動産……個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び太陽光発電所に係る機械装置については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　４年～22年
機械装置及び運搬具　４年～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

開業費

定額法（５年）によっております。

④　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

工事請負契約に関する収益及び費用の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
・その他の工事
　工事完成基準

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引及び借入金利息

ハ．ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、予定取引の範囲内でヘッジを行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	93,424千円
受取手形及び売掛金	51,793千円
たな卸資産	924,687千円
建物及び構築物	34,265千円
土地	78,718千円
機械装置及び運搬具	2,262,002千円
計	3,444,892千円

② 担保に係る債務

短期借入金	565,000千円
１年以内返済予定の長期借入金	79,952千円
長期借入金	2,835,708千円
計	3,480,660千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 96,747千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,424,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 283,500株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的とした資金調達であります。一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、及び外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替取引、ヘッジを適用しないオプション通貨取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権債務管理規程に従い、営業債権について管理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握することで、信用リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権・債務については、先物為替予約等によるヘッジを行い、為替のリスクの低減を図っております。また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ管理規程」に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,952,940	1,952,940	－
(2) 受取手形及び売掛金	648,421	648,421	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	5,712	5,712	－
資産計	2,607,073	2,607,073	－
(1) 買掛金	279,084	279,084	－
(2) 短期借入金	665,000	665,000	
(3) １年以内返済予定の長期借入金	238,800	238,800	－
(4) 長期借入金	2,761,958	2,744,478	△17,479
負債計	3,944,842	3,927,363	△17,479

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券 その他有価証券

時価については取引所の市場価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)１年以内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップ特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	165,207千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社であります株式会社エンバイオ・リアルエステートでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として収益物件を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
258,701千円	2,682千円	261,384千円	329,384千円

(注) １．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、既存の賃貸等不動産の付随費用4,988千円であり、主な減少額は、減価償却費2,305千円によるものであります。
３．当連結会計年度末の時価は重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等を基に合理的に調整した価額を使用しております。
４．当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、23,776千円であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　470円90銭
(2) １株当たり当期純利益　30円09銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,913,785	流動負債	173,882
現金及び預金	1,274,937	短期借入金	100,000
受取手形及び売掛金	5,240	1年以内返済予定の長期借入金	12,800
短期貸付金	535,473	未払金	54,136
未収入金	81,692	未払費用	884
前払費用	3,791	預り金	1,248
繰延税金資産	936	未払法人税等	4,739
その他	11,714	その他	72
固定資産	484,587	固定負債	171,074
有形固定資産	180,589	長期借入金	164,000
機械及び装置	180,261	資産除去債務	7,074
その他	328	負債合計	344,956
無形固定資産	1,465	（純資産の部）	
ソフトウエア	1,380	株主資本	2,051,282
その他	85	資本金	918,632
投資その他の資産	300,398	資本剰余金	990,779
関係会社株式	223,136	資本準備金	828,632
長期前払費用	57,474	その他資本剰余金	162,146
敷金及び保証金	6,195	利益剰余金	141,937
繰延税金資産	13,591	その他利益剰余金	141,937
		繰越利益剰余金	141,937
		自己株式	△66
		純資産合計	2,051,282
資産合計	2,396,239	負債純資産合計	2,396,239

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**193,545**
営業費用		**169,058**
営業利益		**24,486**
営業外収益		
受取利息	8,325	
保険解約返戻金	6,308	
その他	306	14,941
営業外費用		
支払利息	1,833	
株式交付費	7,236	
その他	0	9,070
経常利益		**30,357**
特別損失		
関係会社株式評価損		56,263
税引前当期純損失		**△25,905**
法人税、住民税及び事業税	△11,293	
法人税等調整額	△14,220	△25,513
当期純損失		**△392**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 / 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	429,782	339,782	162,146	501,929	142,329	142,329	―	1,074,041	1,074,041
当期変動額									
新株の発行	488,850	488,850		488,850				977,700	977,700
当期純利益					△392	△392		△392	△392
自己株式の取得							△66	△66	△66
当期変動額合計	488,850	488,850	―	488,850	△392	△392	△66	977,241	977,241
当期末残高	918,632	828,632	162,146	990,779	141,937	141,937	△66	2,051,282	2,051,282

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、太陽光発電所に係る機械装置については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械及び装置	20年
工具器具備品	６年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	77,019千円
受取手形及び売掛金	5,088千円
機械及び装置	173,291千円
計	255,399千円

② 担保に係る債務

１年以内返済予定の長期借入金	12,800千円
長期借入金	164,000千円
計	176,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,662千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社アイ・エス・ソリューション	13,280千円
株式会社ランドコンシェルジュ	1,415,208千円
株式会社エンバイオ・リアルエステート	192,840千円
ヴェガ・ソーラー合同会社	786,200千円
計	2,407,528千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	600,812千円
② 短期金銭債務	52,342千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	187,400千円
営業取引以外の取引高	7,244千円

関係会社株式評価損

当社の関連会社である江蘇聖泰実田環境修復有限公司の株式について、関係会社株式評価損を計上しております。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	68株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	8,233千円
未払事業税	1,169千円
資産除去債務	2,166千円
関係会社株式評価損	17,227千円
その他	199千円
繰延税金資産小計	28,995千円
評価性引当額	△12,333千円
繰延税金資産合計	16,662千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,134千円
繰延税金負債合計	2,134千円
繰延税金資産の純額	14,528千円

６．関連当事者との取引に関する注記

①主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社シーアールイー	被所有 直接 22.1%	主要株主	第三者割当増資	962,400	－	－

②子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 アイ・エス・ソリューション	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	連結納税個別帰属額	43,253	未収入金	43,253
				経営管理料	77,100	－	－
				配当金の受取	56,000	－	－
				債務保証	13,280	－	－
子会社	株式会社 ラントﾞコンシェルジﾞュ	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	連結納税個別帰属額	52,334	未払金	52,334
				経営管理料	19,800	－	－
				資金の貸付 資金の回収	213,473 80,000	短期貸付金 －	243,473 －
				配当金の受取	23,000	－	－
				利息の受取	2,887		
				債務保証	1,415,208	－	－
子会社	株式会社 エンﾊﾞｲｵ・リアルエステート	所有 直接 100%	役員の兼任 経営指導 経営管理	資金の貸付 資金の回収	149,000 326,500	短期貸付金	136,000 －
				利息の受取	2,758	－	－
				債務保証	192,840	－	－
子会社	ｳﾞｪｶﾞ・ソーラー合同会社	所有 直接 95%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付	86,000	短期貸付金	86,000
				利息の受取	1,539		
				債務保証	786,200		

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	ｱﾙﾀｲﾙ・ｿｰﾗｰ合同会社	所有 直接　95%	役員の兼任 経営指導	資金貸付	70,000	短期貸付金	70,000
関連会社	YAMAﾃｯｸ株式会社	所有 直接　45.5%	経営指導 技術指導	出　資	100,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．第三者割当増資は、１株802円で発行したものであります。この新株発行により、株式会社ｼｰｱﾙｲｰは当該増資取引により当社の主要株主となりました。

２．経営管理料については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。

３．配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき、合理的に決定しております。

４．子会社の金融機関借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

５．貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

６．YAMAﾃｯｸ株式会社への出資は新株予約権を行使したものであります。

７．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　378円14銭

（2）１株当たり当期純損失　△0円08銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社エンバイオ・ホールディングス

取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社エンバイオ・ホールディングス

取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

（次頁へ続く）

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

株式会社　エンバイオ・ホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　行川　一郎　㊞

社外監査役　星野　隆宏　㊞

社外監査役　平田　幸一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役２名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役２名を増員することとし、取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者の氏名、略歴は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	阿部太一 （昭和47年２月22日）	平成10年４月　立興建設株式会社入社 平成15年１月　山岡建設株式会社（現：YAMAテック株式会社）入社 平成16年12月　山岡建設株式会社（現：YAMAテック株式会社）取締役 平成23年６月　YAMAテック株式会社代表取締役（現任）	0株
2	亀山忠秀 （昭和49年12月26日）	平成10年４月　日商岩井株式会社（現：株式会社双日）入社 平成12年１月　日商岩井証券株式会社（現：株式会社SBI証券）出向 平成14年７月　株式会社幸洋コーポレーション（旧：株式会社コマーシャル・アールイー）入社 平成17年10月　株式会社CRE投資顧問（現：公共投資顧問株式会社）代表取締役社長 平成18年６月　株式会社コマーシャル・アールイー取締役 平成22年８月　株式会社シーアールイー入社 平成23年７月　株式会社シーアールイー常務取締役（現任）	100株

（注）１．阿部太一氏はYAMAテック株式会社の代表取締役を兼務し、当社の全額出資子会社は同社と土壌汚染対策事業に関して取引があります。亀山忠秀氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者が所有する当社株式数は、平成28年３月31日最終の株主名簿の記載によります。

３．亀山忠秀氏は社外取締役候補者であります。

４．亀山忠秀氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

亀山忠秀氏は不動産ビジネスを展開する会社の経営を長年担っており、不動産ビジネスにおける高い見識と豊富な経験を有し、かつ経営者の視点をお持ちであることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．亀山忠秀氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠の監査役として１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
村岡　元司（むらおか　もとし） （昭和39年１月１日）	昭和63年４月　丸紅株式会社入社 平成３年１月　株式会社日本総合研究所入社 平成12年６月　株式会社NTTデータ経営研究所入社　社会・環境戦略コンサルティングユニット ユニット長・パートナー（現任） 平成18年８月　株式会社ランドコンシェルジュ代表取締役 平成22年６月　当社取締役	45,000株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

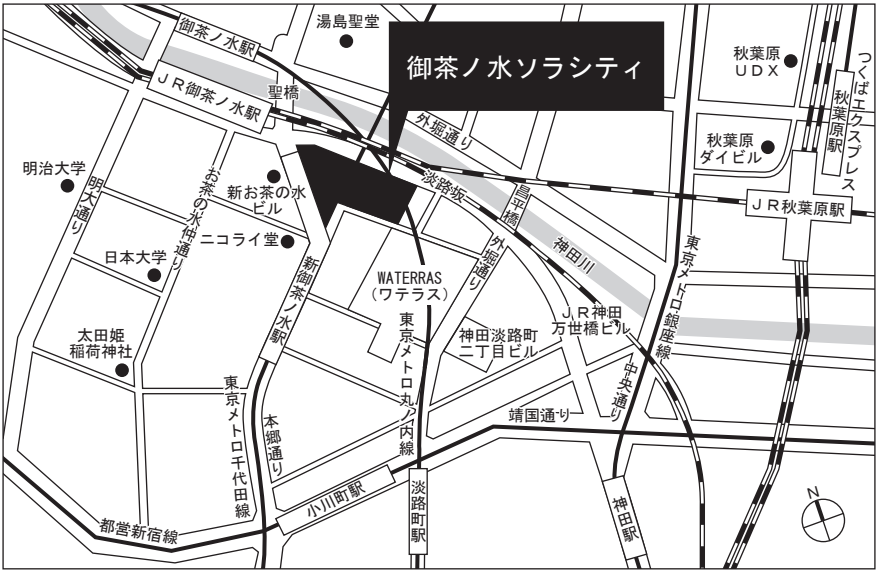
２．候補者が所有する当社株式数は、平成28年３月31日最終の株主名簿の記載によります。

３．村岡元司氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ　１階
ソラシティカンファレンスセンター　Room C
TEL 03－6206－4855



交通　ＪＲ：御茶ノ水駅　　聖橋口より　徒歩約１分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅　　Ｂ２出口直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅　　出口１より　徒歩約４分